

| | |
|--------|-------------------|
| 議会受付番号 | 文書質問第14号 |
| 質問者 | 長嶋竜弘議員 |
| 答弁する者 | 市長 (都市整備部 道路課) |

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第14号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

若宮大路豊島屋本店前に椅子が設置してあるが、この椅子は誰が設置しているものか。

また許可を得て設置しているものか。

許可を得ていなければ法令違反にあたると思われませんが如何か。

仮に違法状態の場合、今後の対応はどのようにされるのか、お伺いします。

2 質問の理由

事故など発生した時の責任の所在を明確にする為。

3 答弁

文書質問第14号についてお答えします。

ご質問のベンチについては、株式会社豊島屋が市民や来訪される観光客が休憩できるように、昭和50年頃から設置管理しているものであることを確認しています。

道路にベンチを設置する場合は、道路法第32条に基づき、道路の占用の許可を受けなければなりません。当該ベンチは、許可を得て設置されているものではありません。

県道におけるベンチの設置については、国が定める占用許可の基本方針では、「道路の歩行者等の利用形態から判断し地域の実情に応じ公益上設置することが妥当な場合は許可するもの」としており、神奈川県道路法第32条に基づき、道路管理上支障のない場所等一定の要件のもとで、その設置を認めることとして取り扱っているとのことです。

ご質問のベンチにつきましては、本市といたしましては、地域の実情や公益上の必要性等を踏まえ、道路管理者である神奈川県藤沢土木事務所及び設置者などの関係者と調整しています。